

Oct. 2008

10

JMS

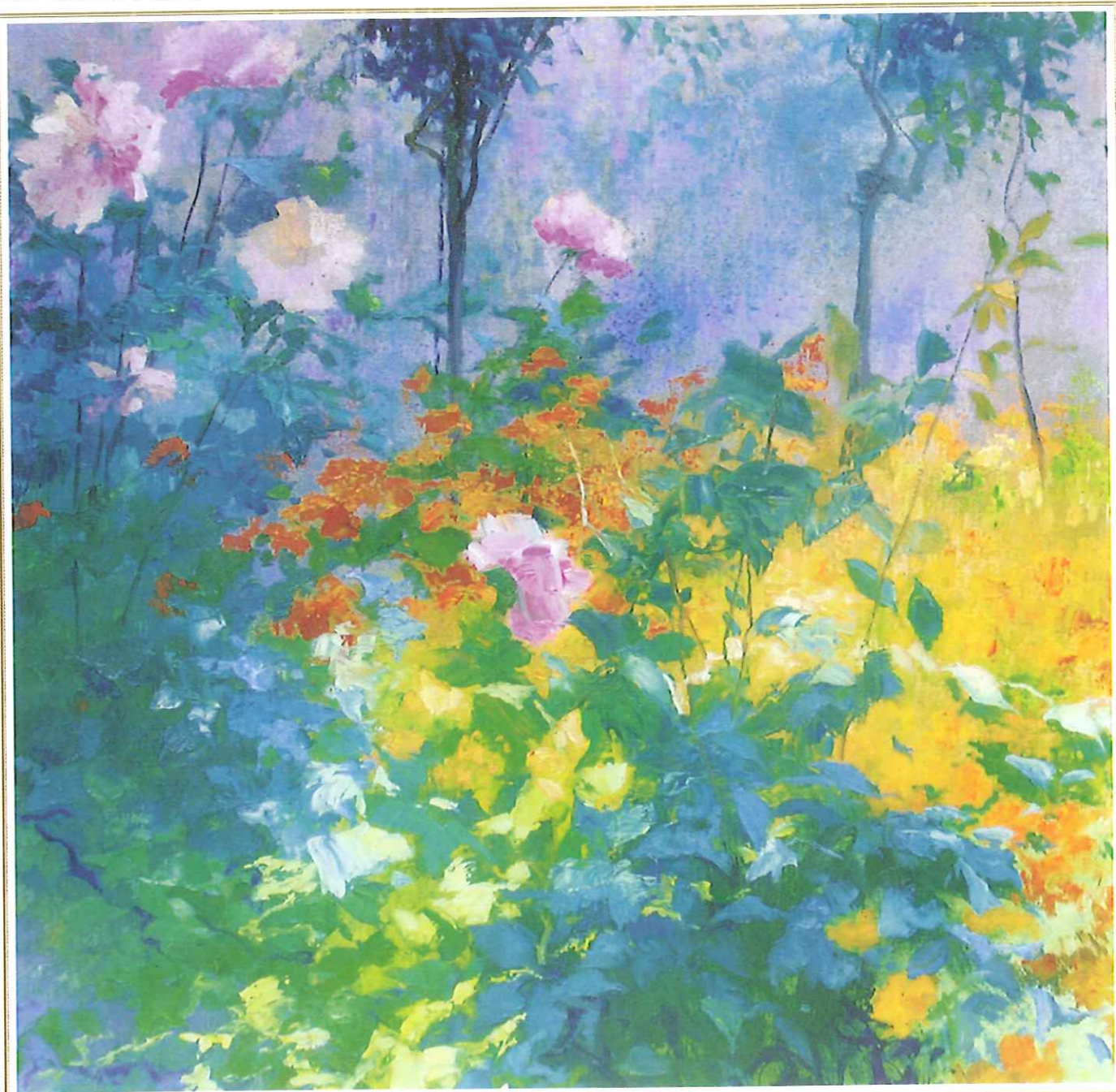
JAPAN MEDICAL SOCIETY

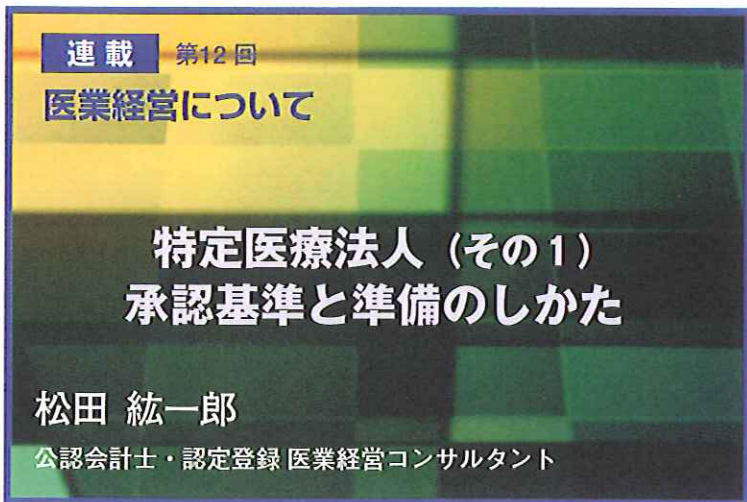
医療・福祉の総合情報誌 ©

巻頭特集

がんを考える —主要学会開催に先立って—

- テーマは「標準化から個別化へ」第16回日本乳癌学会学術総会 開催前記者会見から
- 第8回オンコロジーメディアセミナー「乳がんの最新治療」 伊藤正治 (医事評論家)
- 「泌尿器科がんの骨転移に対する治療の進歩」
- がん患者・家族支援のためのセンター開設 小川明 (ジャーナリスト)
- 提言 日本の医師不足の理由とその対策
- 廣瀬輝夫 (日本医療経営学会理事長、元ニューヨーク医科大学教授、秀明大学名誉教授)
- 日本統合医療学会シンポジウム「世界における健康食品の最新情報」
- 第34回日本診療録管理学会学術大会から
- 緊急報告！ 大野病院事件判決 無罪だが事故調査に課題——医療への刑事介入に歯止め
- 第56回日本心臓病学会学術集会開催 開催前記者会見から
- 三大感染症と闘う(下) ベトナムでは 日比野守男 (東京新聞・中日新聞論説委員)
- サイバーナイフの体幹部への適用拡大で記者会見
- HIV感染症治療薬の承認で会見
- 第44回米国臨床腫瘍学会 (ASCO) からの報告 その2 大串英明 (医療ジャーナリスト)
- 現代の働く女性のストレス不調——脳と血のめぐりから考える
- パーキンソン病の患者・介護者の実態調査結果
- 加齢と聴力の低下——その特徴と対応
- 連載:医業経営について(第12回) 松田紘一郎 (公認会計士、認定登録 医業経営コンサルタント)
- Medical Who's Who (Vol.77) 高山昭三 (高松宮妃高研究基金理事長、昭和大学客員教授)
- ホロラクトフェリンは抗がん剤のアジュバント 安藤邦雄 (腸溶性ラクトフェリン研究会常任理事)
- 関西JMS 「ライフスタイルの変化に伴う高血圧の最新治療」





医療法人の総数4万5078法人（平成20年3月31日現在・以下同じ）のうち、社団持分あり法人、つまり経過措置型医療法人は97%（4万3638法人）であり、この医療法人は「当分の間」に持分のない法人への移行が求められています。

その法人類型の選択肢の1つとして、租税特別措置法（以下「租特法」という）第67条の2の国税庁長官の承認による法人税の軽減を受ける特定医療法人があります。その他の選択肢として、社会医療法人の認定ならびに基金拠出型医療法人への移行が考えられます

が、前者は極めて高い認定基準があり、後者は移行時の課税関係が明らかでなく（執筆時点で）、この号は従来からある特定医療法人の承認申請について、承認基準、承認申請の準備について説明します。

承認基準

（1）総括的な基準

特定医療法人は、租特法第67条の2の規定により「財団たる医療法人又は社団たる医療法人で持分の定めがないもの（清算中のものを除く）のうち、その事業が医療の普及および向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与し、かつ、公的に運営されていることにつき政令で定める要件を満たすものとして、政令で定めるところにより国税庁長官の承認を受けたもの」に対し国税庁長官の承認により法人税の軽減がなされる医療法人をいいます。

その承認基準は、租特法施行令第39条の25により、次のように示されています。

① 医療の普及および向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして厚生労働大臣の証明書の交付を受けること。

② 運営組織が適正で役員等の親族関係割合が、いずれも3分の1以下であること。

③ 役員等に対して特別の利益の供与がないこと。
④ 法令違反、経理等に仮装・隠ぺいの事実が

ないこと。

（2）個別基準（施行規則第22条の16他）

基準① 組織について

法人の組織は、財団または出資持分の定めがない社団であること。

基準② 医療施設について

法人の開設する医療施設のうち1以上のものが、次に掲げる要件のいずれかに該当していること。

① 患者40人以上収容施設を有する病院であること。

② 救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第2条の規定に基づき、救急病院である旨の告示を受けている病院であること。

③ 患者40人未満の収容施設を有する病院で次のいずれかに該当するものであること。

イ 心身に障害のある人に対して専ら理学療法または作業療法を行うことにより、その動作能力および社会的適応能力の回復を図り、社会復帰を行わせることを目的とする病院であること。

ロ 専ら皮膚、泌尿器科、眼科、整形外科、耳鼻咽喉科または歯科の診療を行う病院で患者30人以上の収容施設を有し、かつ、年間の診療報酬のうち占める租特法第26条第1項（現行・租特法第26条第2項）各号（社会保険診療報酬）に掲げる給付または医療もしくは助産にかかる金額の

割合が80%以上であること。

ハ病院が著しく不足している保健所の管轄区域で、かつ、交通事情等が悪いため、他の保健所の所管区域に所在する病院を利用することが困難な区域に所在すること（以下、省略）。

基準3 役員等の構成について

役員（理事および監事をいう。以下同じ）および評議員の構成は、次に掲げる諸要件を備えることとし、その旨を寄附行為（または定款）に規定していること。

- ①理事の数は、6名以上としていること。
- ②監事の数は、2名以上としていること。
- ③評議員の制度を設け、その数は、理事数の2倍以上であること。

④役員または評議員については、理事、監事および評議員のうちに親族関係を有するものおよびこれらの者と租特法施行令第39条の14（現行・措置令第39条の25）第1項第2号イからハまでに掲げる特殊の関係がある者（以下「親族等」という）の数がそれぞれ役員等のうちに占める割合が3分の1以下であること。

⑤役員を選任については、寄付行為またはその者と特別に関係のある者もしくは特定の者をもって充てることとされていないこと。

基準4 役員会および評議員会の運営について

役員会および評議員会の運営については、次の諸要件を備えることとし、その旨を定款

に規定していること。

①次に掲げる重要事項の決定は、理事数の3分の2以上が出席し、その3分の2以上の議決を必要とすること。

イ予算、決算、借入金および重要な資産の処分に関する事項

ロ定款の変更

ハ合併または解散

ニ医療以外の収益を目的とする事業に関する事項

②①の重要事項については、評議員会の同意を要すること。

基準5 法人の運営について

法人の経理内容は、次の諸要件を備えること。

①健康保険法第43条の9第2項の規定により算定される額、その他これに準ずる額以下の金額により自費患者の診療報酬を請求していること。

②法人の設立者、役員、評議員もしくは社員またはこれらの者の親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給その他財産の運用および事業の運営に関して特別の利益を与えていないこと。

基準6 解散の場合における残余財産の帰属について

解散した場合の残余財産の帰属は、国もしくは地方公共団体または他の医療法人（財団法人医療法人または社団たる医療法人で持分の定めがないものに限る）に限ることとし、その旨を定款に規定していること。

基準7 医療法関係法令の遵守について

当該医療法人につき医療に関する法令に違反する事実その他、公益に関し違反する事実がないこと。

なお、医療関係法令等違反があった場合の対応については、「特定医療法人制度の改正について」（厚生労働省医政局通知・医政発第0513016号 平成20年5月13日最終改正・特定通知）で、次のように定められています。

特定医療法人または、特定医療法人の開設する医療機関について、次のような医療に関する法令等について重大な違反事実があった場合には、その事情を当職まで報告をお願いしたいこと。厚生労働省医政局は、都道府県からの報告を国税庁に情報提供するものとする。

①医療に関する法律に基づき、特定医療法人または、その理事長が罰金以上の刑事処分を受けた場合。

②特定医療法人の開設する医療機関に対する医療監視の結果重大な不適合事項があり、知事から改善勧告が行われたが是正されない場合。

③特定医療法人の承認を受けているにもかかわらず、定款に基金の規定がある場合、または、毎会計年度終了後に提出される事業報告書等について、貸借対照表の純資産の部に基金が計上されている場合であって、医療法第64条第1項の命令が発せられた場合。

④その他①、②および③に相当する医療関係法令についての重大な違反事実があった場合。

⑤ 医療法第30条の11の規定に基づく都道府県知事の勧告にもかかわらず病院の開設、増床、または、病床種別の変更が行われた場合。

基準8（差額ベッドについて）

全病床数に占める差額ベッドの割合が30%以下であること。

承認申請のための準備

(1) 承認準備事項を個別に整備すること

特定医療法人になるための国税庁長官の承認基準は、基本的には、次の8基準です。

- ① 法人の組織は、財団または出資持分の定めがない社団であること
- ② 医療施設の規模は、原則として40床以上であること
- ③ 役員等の親族割合が3分の1以下であること
- ④ 社会保険診療報酬の合計額が、全収入金額の80%を超えていること

イ労働者災害補償保険法にかかる患者の診療報酬については、次のいずれかに該当する場合、社会保険診療報酬に含める。

- ・ 当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっていること
- ・ 当該診療報酬が全収入金額のおおむね10%以下になっっていること
- 自費患者（社会保険診療患者または労災患者以外の患者）に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一基準である。

⑤ 解散時の残余財産が国、地方公共団体または同種の法人に帰属すること

⑥ 当該医療法人につき医療に関する法令に違反する事実その他、公益に関し違反する事実がないこと

⑦ 医師等に対する給与については、年間の給与支払総額（すべての手当て等の額を含む）が3600万円を超えることはできないこと

⑧ 全病床に占める差額病床の割合が30%以下であること

これらの8基準、特に②、③、④、⑥、⑦および⑧の基準を整備することと、理事長との自己取引の是正で、一般的にはかなりの日数（約3カ月から6カ月くらい）がかかるはずですが、特に理事と社員、評議員の「3分の2以上」の非同族による人選（監事は、すべて非同族）が、今後の医療法人・経営で大きなポイントとなりますので、医療法人に詳しくこれらの制度に知見と経験を持つ税理士を選任すべきでしょう。

(2) 実地・事前審査を前提とした準備をすること

特定医療法人の事前審査は、国税局での事前審査の仮受付終了（3月末決算だと9月末日）から約2カ月間、提出された書類の審査（書類の不備、不適合、問題点の指摘による追加資料の要求なども含まれます）から、それが一応の目的が果たしたときに（一般的には11月頃）約2日間の申請医療法人での実地調

査が行われます。

2日間の実地調査は、国税局担当官によりいずれの日も午前9時30分ころから、午後4時30分ころまで税務調査並み（あるいはそれ以上）の密度の濃い調査がなされますが、その対応等のポイントは次のとおりです。

① 役員等に対し、特別の利益の供与はないか

【例1】	役員等の交際費等支給の負担の妥当性
【例2】	役員等の出張旅費交通費の負担の妥当性
【例3】	規程、実態があるか、精算
【例1】	役員等との土地・建物の賃貸料の妥当性
【例2】	実態、必要性、渡切り
【例3】	実態、必要性、渡切り

② MS法人に不当な利益供与はないか

【例1】	MS法人の法人格、実態はあるのか
【例2】	本社所在地確認、人員、表示
【例3】	MS法人との取引、価格決定の妥当性
【例1】	契約書、他の実例との比較
【例2】	MS法人の役員の実態、兼務等状況
【例3】	勤務表、議事録

③ 全職員の給与支給が規程等に整合しているか（廃止された、階層的給与要件のチェックではない）

【例1】	全職員が就業規則に連動する給与規程に基づいて給与支給がなされているか
【例2】	給与規程、履歴書、タイムカード
【例3】	源泉徴収票、タイムカード
【例1】	年棒制契約者（医師）であっても、その年棒が給与規程に準拠し妥当な支給であるか
【例2】	給与規程、年棒分析表、契約書、他との比較
【例3】	架空（幽霊）職員がないか

④ 社会保険診療報酬の基準が妥当であるか

【例1】 診療報酬規程があり、請求等がそれに基 づいているか	【例2】 使用料規程があり、請求等がそれに基づ いているか
規程、請求書	規程、請求書

これらの実地調査がある事を前提にした事前準備が必要ですが、準備の前提として次に示す「法令違反のない」ことの確認が必要です。

(3) 「法令違反のない」こと

① 税務上の非違がないこと

過去3会計年度にわたり法人税等・税務上、重加算税や重大な加算税がないことをい、所轄税務署長の所定様式による証明書が必要とされますので、まずこの違反がないことを調べるべきです。仮に違反があれば、3年経過後に申請すべきです。

② 医療法等の法令違反がないこと

医療法令、指導要綱に違反がないことを、細かくチェックし是正すべきで、特に次のような事例（一部、重複しますが）には注意が必要です。

事例1 医師等の定数不足

医師・看護婦等の実員が定数と異なるいわゆる「標欠」の場合、認可申請までに改善しておくべきで、一般的には「人の採用」ということになるのでかなりの時間がかかると思います。

事例2 「特別の経済的利益」の供与

同族関係者への特別の経済的利益の供与（例えば、資産の無償へ定額譲渡等）も広い意味では、「法令等の違反」に該当しますので適法に内部規程・ルールに準拠して修正（例えば、理事会の承認や特別代理人の選任）しておく必要があります。

事例3 取引関係のある株式会社役員との兼務

医療法人の理事等がその取引関係のある株式会社（いわゆるMS法人）の役員を兼務することは禁じられているはずですが、レアケースとしてありえます。この場合、いずれかの役員の辞任がルールに則って、原則として認可申請の前までになされていくべきです。

むすび

特定医療法人は、法人税の軽減を受ける医療法人であり、その承認基準の本質は「税務上の非違がない」ことであり、社会医療法人の認定基準が救急医療等確保5事業のいずれかを実施するという「地域医療への貢献」（他の基準もあるが）であり、本質的に異なる法人類型とみています。

しかし、解散時、残余財産の分配が個人に一切帰属せず、公益的運営や事業の基準は、ほぼ同じであり、経過措置型医療法人からの移行に「出資持分の放棄」と役員等の「非同族化」があることは当然です。

特定化は、その意味で同族経営からの脱皮、

かつ、個人財産（出資持分）の法的な放棄でもあり、理事長一族（家）の意思疎通と合意形成を確実にしておくべきです。そのため税理士である外部コンサルタント（知識と経験のある）の活用も検討すべきことを付言してこの号のむすびとします。

松田 紘一郎 税理士・公認会計士事務所

〒104-0031 東京都中央区京橋3-6-12 正栄ビル8F

Tel:03-5159-3377(代) Fax:03-5159-3741

http://www.health-iso.co.jp

e-mail:Matsuda@health-iso.co.jp

(社) 日本医療法人協会・監事・専門委員

(社) 日本医業経営コンサルタント協会・常務理事

(財) アイザワ記念育英財団・理事長

ヘルスケアマネジメント協会・会長

秀明大学 総合経営学部 医療福祉マネジメントコース・教授

日本大学大学院・グローバルビジネス研究科・講師

有限責任中間法人 日本中小企業経営支援専門家協会・医業経営部会長



【筆者紹介】

松田 紘一郎
公認会計士・認定登録
医業経営コンサルタント